

## 令和7年第10回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和7年10月21日（火）第10回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所中会議室において開催した。

### 出席者委員

1番 田野井 晃 造	2番 田 島 正 男	3番 竹 澤 靖
4番 関 口 清	5番 高 村 秀 男	6番 柴 田 忠
7番 小 林 和 夫	8番 仲 田 裕 子	9番 黒 川 幸 昭
10番 奈 良 茂 男	12番 神 長 守 雄	13番 松 井 研 吉
14番 小 平 敏 男	15番 安 生 芳 子	16番 神 山 卓 也
17番 金 子 重 博	18番 大 森 用 子	19番 青 木 正 好

(18名)

### 欠席委員

11番 早乙女 八重子

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 大 貫 友 美
	主 査 永 嶋 将	主 事 渡 邊 姫 奈 乃
	主 事 半 田 まゆか	

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 大 貫 友 美

—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—  
◎事務局長は開会に先立ち、議案第1号の農地法第3条の許可申請についての3番と4番の案件について、取り下げがあったため削除を依頼した。

◎議長（大森用子会長。以下議長）は午前10時00分に令和7年第10回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り、次の者を指名し決定した。

9番 黒 川 幸 昭 委員、 19番 青 木 正 好 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程第2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 営農型太陽光発電について、今回3条と5条が絡む案件が複数出されていますので、3条の案件説明の前に改めて営農型太陽光設備の概要図に基づいて説明したいと思います。農地にソーラーパネルを建ててその下部で農作物を育てる、ソーラーパネルの下で営農するのが営農型太陽光発電です。営農型というだけあってメインは営農になります。本市内でもこれまでに柿を育てるとかがありました、今回はそうした樹木ではなくパネルの下では麦を作るというものです。今回の案件で3条の許可申請が同じ地番で2つ出てきています。まず農地の賃貸借の3条につきましては●●が営農するために、通常の3条と同じようにAさんがBさんから農地を借りて営農するという賃貸借になります。通常の営農ですとそれで終わるのですが、今回はここにソーラーパネルを建てますので、ソーラーパネルは太陽光を受けなければならぬ。そうするとここで営農するという行為とソーラーを使うという行為が同じ農地の上でバッティングします。そこで、このソーラーパネルに太陽の光を浴びるという権利を別立てで区分地上権というものをつけて、ソーラーパネルの所有者である●●が太陽からパネルまでの空間を使う権利をこの3条の区分地上権で設定します。今回はソーラーが●●で、営農が●●という別々の法人がやるので、それぞれの法人が権利を地権者の人と結ぶという形になります。営農側とソーラー側が後々揉めないように、このように賃借権設定と区分地上権を定めるということが国の指針で定められています。またこの形とは別に、3条で●●という法人の農地取得申請が出ていますが、そこも今後同じように●●が営農して、●●が発電するソーラーパネルが設置されていくことになります。ちなみに、今回の●●の場合は、ここで発電した電気は筑波にある●●の工場に送電して使うということで、売電はせずに●●が自社で使うためのエネルギーを賄うという事業になっています。3条はそのような内容になります、●●の5条の一時転用申請につきましては、ソーラーパネルの支柱が地面に刺さってる部分の面積の合計を転用する形になるので、今回は0.32m<sup>2</sup>という小さな面積になります。

◎小林和夫委員 ●●と●●はどういう関連があるのですか。

◎事務局（永嶋主査） ●●の親会社といいますか、ソーラーパネルをやっている●●という会社があるのですが、そこが太陽光設備を調達して建てています。●●と●●は社長が同じで、その農業部門の法人が●●という形になっています。●●としてはそこと協力して二酸化炭素を出さないエネルギーを使うことによって地球環境に貢献する、●●としてはその二酸化炭素を出さないでエネルギーを発電する施設のもとで有機農法で農産物を育てて、農薬を使わない農産物を求める人たちに売るということで、お互いにメリットを得る関係でやっています。

◎神山卓也委員 5条の一時転用許可を申請するのは●●ではなくて●●ですか。

◎事務局（永嶋主査） ソーラーパネルの所有者は●●になりますので、●●が地権者と賃貸

---

借設定を結んでという流れになります。

◎黒川幸昭委員 農作物は麦の他にどんなものが想定されてるんですか。

◎事務局（永嶋主査） 今回の●●のグループでいいますと、基本的に麦と大豆です。鹿沼市外では水稻をやってるところもあるのですが、水稻をやるには水が必要とかいろいろ条件も厳しくなってくるので、今のところ鹿沼市内では麦と大豆を考えているようです。

◎黒川幸昭委員 出荷先はJAですか。

◎事務局（永嶋主査） JAではなく、有機農法で作った農作物を求める人たちが一定数いて、そういう人たちに売る販路が独自にあると聞いています。

◎事務局（渡邊主事） では続きまして議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買9件、贈与1件、賃借権設定1件、区分地上権設定1件で、合計12件の許可申請が提出されました。そのうち、議案番号1番、2番、7番、8番、11番、13番、14番については事前に聞き取り調査を行い、1番から11番については田野井晃造農業委員、川田勝己推進委員、小平敏男農業委員、大類英明推進委員、青木正好農業委員、鈴木登推進委員が、13番と14番は青木正好農業委員と鈴木登推進委員が面談を行いました。詳しくは別添の新規就農者面談記録のとおりで、この後の担当委員の意見でも説明があると思います。別添の「農地法第3条調査書」に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている「農地法第3条第2項の各号」には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎田野井晃造委員 1番、2番の件は、ただいま事務局からの説明があったとおりで問題は無いと思います。ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

◎小林和夫委員 5番の下久我の件は無償による所有権移転で、譲受人の近所に●●さんという方がいらっしゃったのですが、その方が亡くなつて相続により●●さんが土地を取得しました。その土地を受け人の●●さんに無償で所有権移転するということです。そこでは自家消費野菜を作ると聞いていまして、特段問題はございません。ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

◎黒川幸昭委員 6番の件ですが、樅山町の●●さんから日光奈良部町の●●さんへの売買です。今まで貸し借りの関係だったんですが、今回売買に至りました。問題ありませんので、

ご承認よろしくお願ひいたします。

◎小平敏男委員 7番、8番の件ですが、先ほど事務局より説明がありましたとおり、10月9日に面談を実施いたしました。それにより、営農型太陽光発電をやるということに特別問題は無いと思いましたので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

◎神山卓也委員 9番の件は、口栗野の●●さんから中栗野の●●さんへの売買です。事務局の説明のとおり問題ありませんので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

◎金子重博委員 10番、中粕尾の件は、栃木市の●●さんから中粕尾の●●さんへの売買です。●●さんは専業農家です。経営規模を拡大するためでありますので、ご承認をお願いいたします。

◎青木正好委員 11番と12番については、先ほど事務局が説明したとおり太陽光発電設備を作つて、その下で小麦を作るという話ですが、●●が農地を借りてやるということです。その他の●●という話は、農地を売買して作業をするということで、先日の面談のときに話しておりました。上の太陽光設備は●●全部所有して電気を使うということです。パネルの高さは3メートル以上で、支柱の幅が5メートル間隔ということで、50馬力のトラクターとか大きいコンバインも入るので麦を作つても大丈夫と話をしてました。別に問題無いと思いますのでよろしくお願ひします。13番と14番ですが、これは久野の●●さんと北半田の●●さんが●●に農地を売買するということです。●●はこれまでミニトマトとかパクチー、小松菜、ほうれん草などを作つて売買していましたが、このたび新しく会社を立ち上げて、久野と北半田の農地を買ってそこで小松菜、ほうれん草、パクチーを、将来的にはトマト、ミニトマト等を作つて、農協の組合員にも新しく入つたということです、道の駅とか農協直売所などにも卸していくそうです。現地を見に行きましたが、別に問題はありませんのでよろしくお願ひします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、1番と2番及び5番から14番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。1番は御成橋町2丁目において●●申請の太陽光発電設備管理通路への転用であります。申請地は周囲を畠、宅地及び道路に囲まれた農地であり、農地区分については第2種農地・その他の農地に区分されます。2番は下沢において●●さん申請の資材置場及び駐車場への転用であります。申請地は畠及び山林に囲まれた農地であり、農地区分につい

ては農地の広がりが10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し業務上必要な施設に該当します。3番は西沢町において●●申請の太陽光発電設備への転用であります。申請地は畑、水路及び山林に囲まれた農地であり、農地区分については第2種農地・その他の農地に区分されます。4番は深津において●●申請の園芸用土採取への一時転用であります。申請地は周囲を畑及び山林に囲まれた農地であり、農地区分については農地の広がりが10ha以上ある第1種農地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。5番は南上野町において●●申請の太陽光発電設備への転用であります。申請地は周囲を田、雑種地及び宅地に囲まれた農地であり、農地区分については第2種農地・その他の農地に区分されます。6番は先程ご審議いただきました3条許可申請の中にも関連のものがありました、久野において●●申請の営農型太陽光発電設備への一時転用であります。申請地は周囲を田及び道路に囲まれた農地であり、農振農用地でありますですが一時的な利用に供するものであります。本申請は営農型太陽光発電設備であるため計画的な営農行為が条件であり、本申請の営農については●●が麦を栽培する計画であります。本申請は一時転用であるため令和17年までの10年間、毎年2月末日までに営農状況についての報告が義務付けられており、一時転用期間満了後も事業を継続する場合には、再度転用許可申請を行うことが必要となります。以上、5条転用6件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎黒川幸昭委員 去る10月14日に事務局の3名と、青木委員と私、5名で現地調査を行いました。1番から6番までの太陽光発電関係が4件、資材置き場関係、園芸用土採取関係が各1件、合計で6件です。6件とも現地に問題はありませんでした。以上、結果として報告いたします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎関口 清委員 1番の御成橋2丁目の件は、玉田町の●●さんから東京都の●●への売買による太陽光発電施設管理通路への転用でございまして、現地調査員の報告通り問題ありませんのでご承認をお願いいたします。

◎高村秀男委員 この件に関しましても、現地調査員報告のとおり問題ありませんので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

◎奈良茂男委員 3番、西沢町の件は、●●さんから東京都千代田区の●●への売買による太陽光発電設備への転用です。現地調査員の報告のとおり問題はありませんので、ご承認をよろしくお願ひいたします。

◎松井研吉委員 深津の件は、宇都宮市の●●さんから樅山町の●●への園芸用土採取のための一時転用でございます。現地調査員の報告のとおり何ら問題はありませんので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

◎小平敏男委員 5番の件は、西茂呂の●●さんから●●への太陽光発電設備のための転用になります。ご承認のほど、よろしくお願ひいたします。

◎青木正好委員 6番の件は、●●による営農型太陽光発電設備の支柱の部分だけの一時転用になります。別に問題ありませんのでよろしくお願ひします。

◎議長は、議案第2号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、1番から6番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号の「農用地利用集積等促進計画の公告について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（半田主事） 議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告について」ご説明いたします。農地中間管理機構が農地を貸し付ける場合は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき農用地利用集積等促進計画を作成し、同法19条によりこの農用地利用集積等促進計画の案を市が作成する場合には農業委員会の意見を聞くものとされています。この度、鹿沼市長より令和7年9月29日付けで農用地利用集積等促進計画の決定を求められております。議案書には新規一括方式について記載しております。議案書8ページをご覧ください。新規の一括方式での計画が15件、64筆、117,680m<sup>2</sup>となっております。以上の計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律18条第5項第2号、3号に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第3号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、議案第3号の1番から15番について許可することに決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前10時40分に閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和7年10月21日

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---